



第5期地域福祉実践計画

～ともに支え合う安心・安全・福祉のまちづくり～

令和2年度～令和6年度



社会福祉法人白老町社会福祉協議会

目 次

第 1 章 第5期地域福祉実践計画について	…1
1 第5期地域福祉実践計画策定の背景と趣旨	
2 計画の期間	
3 地域福祉実践計画策定委員会の設置及び地域福祉実践計画の策定方法	
4 地域福祉実践計画の基本的な考え	
5 地域福祉計画と地域福祉実践計画との関係	
第 2 章 社協と地域福祉の課題について	…4
1 社協の現状・課題	
2 地域福祉の現状・課題	
第 3 章 計画の基本的な考え	…5
1 基本目標	
2 基本計画	
第 4 章 第5期地域福祉実践計画の具体的な施策・年次計画	…7
基本計画 1	
基本計画 2	
基本計画 3	
<資料編>	…9
資料1 第5期地域福祉実践計画策定委員会等開催経過について	
資料2 第5期地域福祉実践計画策定委員会設置要領	
資料3 第5期地域福祉実践計画策定委員会委員名簿	



第1章 第5期地域福祉実践計画について

1 第5期地域福祉実践計画策定の背景と趣旨

近年、様々な背景により家庭での介護や養育が低下し、地域における支え合いや助け合い等のコミュニティが希薄化したり、引きこもり等の孤立化も進んでおります。

また、急速に進む少子高齢化や価値観の多様化により福祉に対するニーズも複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況がみられます。

このような社会背景の中で、従来通りの対象者ごとに「縦割り」で整備された公的支援制度の下では、対応が困難なケースが浮き彫りとなる問題があったため、国は地域を基盤とする包括的支援の強化を目的として、平成29年2月「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、地域における全ての関係者が「他人事」ではなく「我が事」として受け止め、「地域共生社会」の実現に向けた体制整備がすすめられています。

それらの実現のためにも白老町社会福祉協議会(以下「社協」)では、白老町が策定する地域福祉計画をはじめとする各々の計画と整合性を図り、地域福祉に携わる福祉関係者の提言、助言を得て地域住民をはじめ行政・福祉関係団体との連携の基に新しい時代の地域福祉推進に向け「第5期地域福祉実践計画」を策定いたしました。

2 計画の期間

令和2年度～令和6年度までの5年間とします。





3 地域福祉実践計画策定委員会の設置及び地域福祉実践計画の策定方法

地域福祉を支える町内会連合会や民生委員児童委員協議会、学校教育、医療関係、ボランティア、地域福祉団体等から策定委員の参加を願い、様々な視点から意見を反映した構成とし、また白老町に協力をいただき地域福祉に関するアンケート調査を実施致しました。

このように、地域福祉に関わる関係者から掌握した地域課題や対応策、意見等を取り込み、協議・検討を重ねるために10名からなる第5期地域福祉実践計画策定委員会を設立し、計画の策定を進めました。

4 地域福祉実践計画の基本的な考え

地域福祉実践計画は、社協が地域福祉の充実に向けて、複雑・高度化してきている課題を各関係機関、団体と連携を緊密にし、白老町地域福祉計画と連携して地域福祉の充実に取り組むことを重点とし構成にいたしました。

また、地域福祉を安定的に取り組むために社協の組織、運営、経営の発展強化に務めることは、終わりのない実践項目のため計画に盛り込まず、誰がみてもわかりやすいシンプルな策定を基本としております。





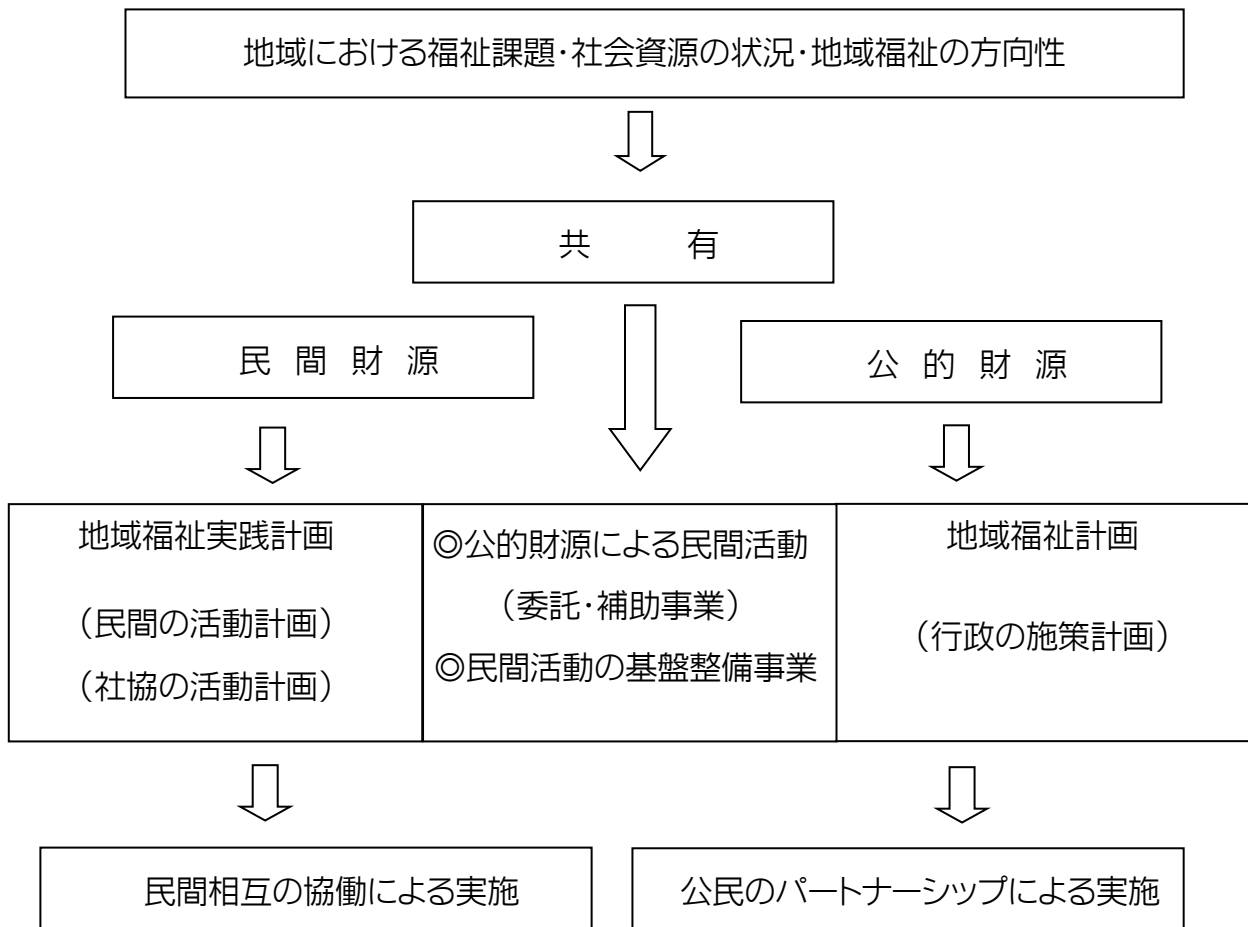
5 地域福祉計画と地域福祉実践計画の関係

白老町が策定する「白老町地域福祉計画」は、白老町の地域福祉の方向性についてまとめた基本方針です。

社協が策定した「地域福祉実践計画」は、地域住民や地域福祉団体、ボランティア等が「地域福祉の担い手」として主体的となって福祉活動するための活動計画です。

この二つの計画は共に地域福祉の充実と発展を目指すものであり、相互に整合性を図り、連携・協働・補完しあう関係を保ち、効率的な地域福祉の充実に向けて連動するものです。

地域福祉計画と地域福祉実践計画の関係図





第2章 社協と地域福祉の課題について

1 社協の現状・課題

社協は、地域福祉を推進する組織として、地域住民の主体的な参加により、住民の生活起点となる「地域」において共に助け合い、誰もが安心して末長く充実した生活が送れるような、「福祉のまちづくり」の推進に取り組んでおります。

しかし職員資質の向上や専門知識を備えた職員の育成や人材確保の課題もあり、急速に移り変わる福祉環境に対応できる体制の構築に至っておらず、時代の変化に対応できる活動指針を示していく必要が求められております。

また、介護保険制度の改正・見直し等の流れの中で、地域住民による福祉活動を支援する役割をも担い、活動団体への助言、情報提供、援助を推進する等の期待に応える必要があり、社協の存在意義を高め、その必要性について理解を深めていくことが不可欠となっております。

なお、近年多発する自然災害発生時にも、災害ボランティアセンターの設置・運営の役割を担うことが想定されることから、災害時の体制整備を進めていきたいと考えております。

2 地域福祉の現状と課題

白老町の少子高齢化は全国平均を大きく上回り進んでおります。令和元年12月末においての高齢化率は44.91%となり、令和7年度には48.3%になることが推計され、家庭機能の低下や社会への帰属意識が低下し、人間関係も希薄化する傾向にあります。かつてのように、人と人のつながりにおいて、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合えるような地域づくりをする事が必要です。国においても「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指していることから、この実践計画においても、基本コンセプトとして作り上げていくことが大きな柱となっております。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

ともに支え合う安心・安全・福祉のまちづくり

第4期地域福祉実践計画の中核的な部分は原則的に第5期計画にも反映させることを前提に、現在の地域社会でも少子化問題や超高齢社会など様々な課題が生じております。これらの高度な要因による課題の解決をするため、白老町社会福祉協議会は地域住民に地域福祉活動を支援する中核機関として助言をはじめ福祉情報の提供や支援を積極的に実施すると共に、行政、町内会、民生委員児童委員協議会、関係機関と問題意識を共有し、解決に向け協働・連携を深めながら「誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる」地域づくりを目指すことがこの基本目標に深く込められております。

2 基本計画

基本目標を実現するために、3つの基本計画を掲げ取り組みます。

基本計画1 みんなで支え合う仕組みづくり

基本計画2 共生の人づくりとまちづくり

基本計画3 福祉サービス向上のための仕組みづくり



基本計画 1 みんなで支え合う仕組みづくり

地域福祉を推進するためには、地域で暮らす誰もが、地域のことや隣近所・周囲の人に関心を持ち、共に支え、支えられる関係が地域の中で形成されることが重要です。そして地域の支え合いをより一層高めるためには、身近な地域単位で、町民や関係団体が連携し、地域課題を解決するためのネットワークづくりが必要となります。

このため、地域の実情を理解した町民や社会福祉協議会をはじめ、地域の事業所・団体、ボランティアなどへ呼びかけて、ネットワークを形成し、地域の実情に即した効果的な支援策を展開します。

また、町民がお互いを理解し尊重し合うことができるよう、福祉教育の充実を図ります。

基本計画 2 共生の人づくりとまちづくり

みんなと共に支え合うまちづくりを実現するための基本は、地域の中で共に支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う人づくりです。

このため、年齢や性別、障がいの有無などに関係なく、同じ地域に住む人同士が知り合い、支え合う意識を自然に育むことができるような地域での交流の場・機会づくりを進めます。

また、希望する誰もが結婚・妊娠・出産に喜びや幸せを感じ、安心して子育てできる環境づくりも推進していきます。

基本計画 3 福祉サービス向上のための仕組みづくり

町民一人ひとりが住み慣れた地域で、安心して暮らせるためには、支援が必要な時に適切な福祉サービスを、身近で気軽に利用できることが大切であることから、こうした環境をつくることや利用者に寄り添った福祉サービスを確保することなどが求められています。

このため、地域におけるさまざまな福祉ニーズを的確に把握するとともに、支援を必要とする人が地域の中で安心して自立して生活できるよう、適切なサービス利用につながる情報提供や切れ目のない横断的な相談体制の強化、権利擁護の推進、福祉サービスの質の向上に取り組みます。

また、さまざまな理由で働くことが困難な状況にある人が、地域で経済的にも自立した生活を送ることができるよう相談支援に努めます。

第4章 第5期地域福祉実践計画基本計画及び主な取り組みと年次計画

基本計画 1	みんなで支え合う仕組みづくり
--------	----------------

主な取り組み	事業内容	年次計画				
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
地域福祉を担う 人材の確保と 資質の向上	介護入門的研修の開催	新規	○	○	○	○
	生活援助従事者研修の開催	○	○	○	○	○
	介護職員初任者研修の開催	○	○	○	○	○
	各福祉士養成校実習の受入れ	検討	○	○	○	○
	役職員研修の実施と共通理解	○	○	○	○	○
	高齢者クラブへの支援	○	○	○	○	○
	福祉関係団体との連携強化	○	○	○	○	○
	訪問介護事業の推進	○	○	○	○	○
	居宅介護事業の推進	○	○	○	○	○
	通所介護事業の推進	○	○	○	○	○
	居宅介護支援事業の推進	○	○	○	○	○
地域福祉のネ ットワークづく り	小地域ネットワーク事業の推進	○	○	○	○	○
	町内会連合会、民生委員児童委員協議会との情報共有	○	○	○	○	○
	介護支援専門員連絡協議会との情報共有	○	○	○	○	○
	SOSネットワーク事業との連携	○	○	○	○	○
	認知症理解促進への取り組み	○	○	○	○	○
	認知症の方と家族への支援	○	○	○	○	○
地域のつなが りの強化	地域による「サロン活動」の運営支援及び設置支援	○	○	○	○	○
	町内会・民生委員との連携・協力	○	○	○	○	○
	サロン運営者との情報共有	○	○	○	○	○
	行政との情報共有	○	○	○	○	○
	社会資源の発掘・調査	新規	○	○	○	○
災害時に備え た地域支援体 制の構築	防災対策会議への参画	○	○	○	○	○
	地域自主防災組織への支援	○	○	○	○	○
	防災講座の実施	○	○	○	○	○
	災害ボランティアセンターの機能強化及び訓練	○	○	○	○	○
	災害時行動マニュアルの作成	新規	○	○	○	○
	福祉避難所開設及び運営支援協議	新規	○	○	○	○



基本計画 2	共生の人づくりとまちづくり
--------	---------------

主な取り組み	事業内容	年次計画				
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ボランティア活動の推進	サマーチャレンジ体験	○	○	○	○	○
	ボランティア入門&基礎講座	○	○	○	○	○
	ボランティア出前講座の実施	○	○	○	○	○
	教育関係機関との連携	○	○	○	○	○
	福祉授業への積極的支援	○	○	○	○	○
	ボランティア出前講座の実施	○	○	○	○	○
	ボランティア団体への支援	○	○	○	○	○
	ボランティア保険のPR・普及	○	○	○	○	○
	ボランティア等スタートアップ支援	○	○	○	○	○
	ボランティアポイント制度導入	検討	検討	○	○	○
切れ目ない子育て支援の強化	子育てサロンの開催	○	○	○	○	○
	NPO 等の関係機関との連携	○	○	○	○	○
	認定こども園等との交流	○	○	○	○	○
ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進	福祉機器の貸出	○	○	○	○	○
	介護・福祉の相談及び情報提供	○	○	○	○	○
	高齢者疑似体験・車椅子体験	○	○	○	○	○

基本計画 3	福祉サービス向上のための仕組みづくり
--------	--------------------

主な取り組み	事業内容	年次計画				
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談支援体制の強化・充実	包括的な生活支援体制の整備	○	○	○	○	○
	電話サービスの実施	○	○	○	○	○
	民生委員児童委員との協力	○	○	○	○	○
権利擁護体制の推進	日常生活自立支援事業の受託	検討	○	○	○	○
	関係機関・団体との情報交換	○	○	○	○	○
移動制約者への移動手段的確保	福祉有償運送事業の推進	○	○	○	○	○
	人工透析患者の送迎	○	○	○	○	○
生活困窮者等の生活保障と自立支援	生活福祉資金の相談・貸付	○	○	○	○	○
	フードバンク事業への協力	○	○	○	○	○
	低所得世帯へのランドセル贈呈	○	○	○	○	○
	歳末たすけ愛見舞金贈呈事業	○	○	○	○	○






<資料 1>

第5期地域福祉実践計画 策定経過

年 月 日	委 員 会	内 容
令和元年11月22日	第1回策定委員会	委員委嘱10名 策定正副委員長選任 実践計画の概略・策定要領の説明
令和元年12月24日	第2回策定委員会	第5期地域福祉実践計画基本計画 実践項目、実践事業の審議
令和2年2月7日	第3回策定委員会	第5期地域福祉実践計画基本計画 実践項目、実践事業の審議
令和2年2月7日 ～ 3月6日		パブリックコメント意見募集
令和2年3月26日		第5期地域福祉実践計画答申





<資料 2>

白老町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定委員会設置要領

(目的)

第1条 白老町社会福祉協議会(以下「白老社協」という)は社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づく「白老町地域福祉計画」に対応した「白老町社会福祉協議会地域福祉実践計画」の策定に関し、広く町民各層から意見を反映させ、白老町の地域福祉の推進と時代にあった白老社協組織・活動の発展強化を図るため、白老町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(業務)

第2条 委員会は白老町社会福祉協議会地域福祉実践計画について協議、検討する。

(組織)

第3条 委員会は白老社協会長が委嘱する10名をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選とする。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から白老町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定が終了する時までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

(検討部会)

第7条 委員会の所掌事務を円滑に推進するため、部会を設置することができる。

- 2 部会は委員会委員をもって組織し構成する。
- 3 部会の部会長は各部会で選出する。
- 4 部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、白老町社会福祉協議会において行う。

附則

この要領は平成18年11月21日より施行する。
この要領は令和元年10月16日一部改正する。



<資料 3> 白老町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定委員名簿

委嘱期間 第5期地域福祉実践計画策定の終結まで

役職	氏名	所属
委員長	吉村 智	白老町町内会連合会 会長
副委員長	堂前 文男	社会福祉法人天寿会 理事長
委員	小野 光子	白老町ボランティアセンター運営委員長
〃	吉田 末治	白老町民生委員児童委員協議会 会長
〃	尾美 香	はまなす会 会長
〃	北平 保	社会福祉法人白老宏友会 常務理事
〃	今野 秀俊	白老町歯科医師協議会 会長
〃	前田 道弘	白老町立虎杖小学校 校長
〃	西村 篤子	NPO 法人お助けネット 理事
〃	岩本 寿彦	白老町地域包括支援センター センター長

事務局

庭山 了	事務局長
牧 諭志	地域福祉課長
喜納 悠介	地域福祉課主事
信夫 梨花	地域福祉課主事
平 椰一	地域福祉課主事



発行 社会福祉法人白老町社会福祉協議会

〒059-0904 白老町東町4丁目6番7号 白老町総合保健福祉センター内

tel0144-82-6306 fax0144-82-6308

URL <http://www.shiraoi-syakyo.com>

e-mail shakyou1@cameo.plala.or.jp